

善通寺市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（善通寺市契約規則（平成10年規則第5号）第38条の規定に基づき検査を実施する建設工事をいう。以下「工事」という。）に係る工事成績の評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、請負金額が130万円以上の工事について行うものとする。ただし、出来形の確認を行うことで足りる工事については、評定を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めたときは、請負金額が130万円未満の工事を評定の対象とすることができる。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、当該請負契約に係る総括監督員、監督員及び工事検査員とする。

(評定の方法等)

第4条 評定は、工事成績評定表（第1号様式。以下「評定表」という。）により、審査項目ごとに別に定める審査項目別採点表に基づき、的確かつ公正に行うものとする。

2 監督員は、工事が完成したときに担当する審査項目の評定を行い、竣工検査前にその結果を工事検査員に提出するものとする。

3 工事検査員は、竣工検査時に担当する審査項目の評定を行い、監督員が行った評価の結果と合わせて、全項目の評定結果を取りまとめるものとする。

4 総括監督員は、評定を行うにあたり、当該請負工事により地元住民等に著しく多大な迷惑をかけたと認める場合は、5点を限度として評定表の評定点合計から減点補正することができる。

(評定表の報告)

第5条 市長への評定表の報告は、善通寺市建設工事検査要綱第11条の規定による検査調書の報告にあわせて行うものとする。

(評定結果の通知及び公表)

第6条 市長は、評定表の報告があったときは、速やかに、当該工事の請負者に対して工

事成績評定通知書（第 2 号様式）及び項目別評定点（第 3 号様式）を通知する。

- 2 工事成績評定結果は公表するものとする。
- 3 前項の規定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（説明の請求等）

第 7 条 前条第 1 項により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 10 日（普通寺市の休日を定める条例（平成元年普通寺市条例第 3 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により市長に対して、評定の内容について説明を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書（第 4 号様式）により回答するものとする。

（再説明請求及び評定の修正）

第 8 条 前条第 2 項により回答を受けた者は、当該回答を受けた日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して、書面により再説明を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定に係る再説明書（第 5 号様式）により回答するものとする。なお、回答にあたっては、普通寺市工事請負等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経るものとする。
- 3 市長は、審査委員会の審査結果に基づき、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。
- 4 市長は、前項により修正を行ったときは、工事成績評定結果変更通知書（第 6 号様式）を請負者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 14 条までの規定については、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 普通寺市建設工事成績評定要領（平成 13 年 10 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。